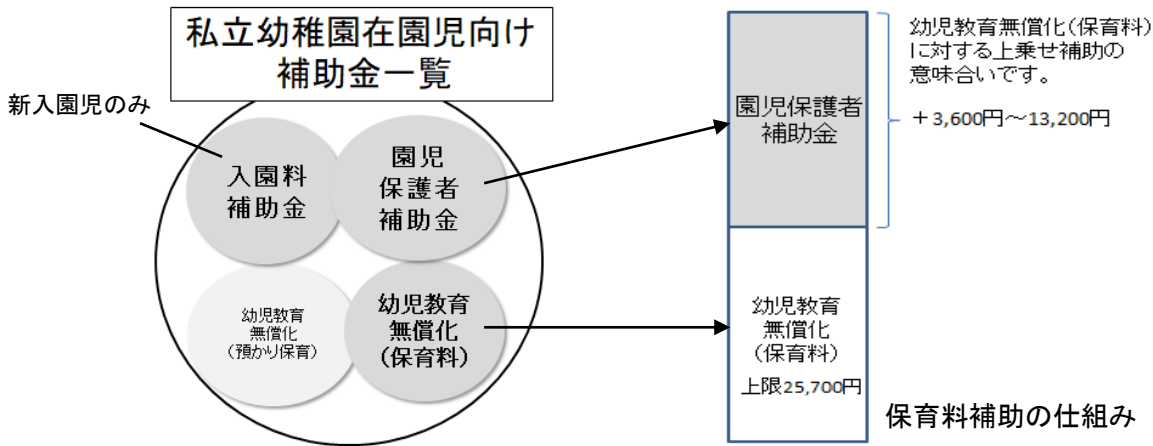


品川区にお住まいの（住民登録をしている）満3歳から5歳（小学校就学の始期に達するまで）の幼児を私立幼稚園または都知事が認定する幼稚園類似施設（インターナショナルスクール等は除く）に通園させている保護者に対して、下記の対象基準に該当する補助金等を交付します。

※本通知は、施設等利用給付（無償化）・園児保護者補助金・入園料補助金のご案内です。



1 保育料に対する補助金および施設等利用給付

★支給基準に応じ、園児保護者補助金と施設等利用給付を申請することができます。

昨年度例を掲載。補助金額に変更あった際は、お知らせします。

(1) 園児保護者補助金・施設等利用給付 対象基準 ※月額上限表示

区分	子区分	補助金額 (円)	内訳		備考
			園児保護者 補助金	施設等利用給付 (幼児教育無償化)	
① ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・区分②のうちひとり親世帯等	第1子	38,900	13,200	25,700	多子軽減の算定における兄・姉の年齢制限はなし*
	第2子				
	第3子				
② ・区市町村民税所得割非課税世帯 ・区分③のうちひとり親世帯等	第1子	35,900	10,200		
	第2子	38,900	13,200		
	第3子				
③ 区市町村民税の所得割課税額が <u>77,100円</u> 以下の世帯	第1子	34,500	8,800		
	第2子	38,900	13,200		
	第3子				
④ 区市町村民税の所得割課税額が <u>211,200円</u> 以下の世帯	第1子	29,300	3,600		
	第2子	34,500	8,800		
	第3子	38,300	12,600		
⑤ 区市町村民税の所得割課税額が <u>256,300円</u> 以下の世帯	第1子	29,300	3,600		
	第2子	34,500	8,800		
	第3子	37,700	12,000		
⑥ 区市町村民税の所得割課税額が <u>256,301円</u> 以上の世帯	第1子	29,300	3,600		
	第2子	34,500	8,800		
	第3子				

* 多子軽減の算定は、小学校3年生までの兄・姉の数に応じます。ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、対象とする兄・姉の年齢制限はありません。(ただし、生計を一にする兄・姉に限ります。)

◎ひとり親世帯等の場合、特例として、区分②に該当する場合は、区分①の補助金額を適用し、区分③に該当する場合は、区分②の補助金額を適用します。(ひとり親世帯等であっても、区分④以上の世帯の場合は特例の対象とはなりません。)

【ひとり親世帯等とは】ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

★所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の特別税額控除適用前の額とします。

★世帯に課税されている人が複数いる場合は、その合計の課税額となります。

★保護者が実際に負担した保育料を上限としています。



(2) 補助金を申請するにあたっての注意事項

★品川区に住民登録、居住し、品川区から通園していることが条件です。

★途中で入退園または品川区外に転出した場合は、在園・在区月数が交付対象です。

(3) 交付方法と振込時期・・・補助金は保護者の口座へ、年2回に分けて振込みます。

補助対象月	申請〆切日	口座入金予定
4～9月分(前期分)	5月29日(金)まで	11月中旬～下旬
10～3月分(後期分)	3月31日(水)まで	5月中旬～下旬

※申請は、年度(4月～3月)に1回となります。世帯変更や税額変更等の動きがあった際は、報告していただく必要があります。

※振込前に交付決定通知書をお送りします。

※通知書の再発行は対応しておりません。

2

入園料に対する補助金・・・上限100,000円



要件：①品川区に在住し、住民登録をしていること。(4月は4月末が基準日)

②私立幼稚園または幼稚園類似施設等に通園している(学齢3～5歳児)

③2020年4月から2021年3月までに入園

④他自治体等での入園料補助金の交付を受けていない(園児1人につき1回交付)

上記条件を満たす園児と同一世帯の入園料を負担した保護者の方が対象です。

※転園された場合の入園料は対象になりません。

※転入の方で、前住所地で入園料の補助を受けたことのある方は対象になりません。

※保護者が実際に負担した入園料が上限です。

※満3歳児入園実施園の満3歳児入園児の保護者の方も、申請ができます。

※学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予または免除された保護者の子が通園する場合も対象です。

5月29日(金)までに申請された方は、8月中旬～下旬に保護者の口座へ振り込みます(予定)。

上記日程を超過した場合は、原則、後期分の保育料補助と併せて振り込みます。

① 令和2年度 私立幼稚園等施設等利用費請求書（私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費）および品川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書 兼 請求書

※裏面参照のうえ、必要事項をご記入ください。

②所得確認書類（父母どちらも必要）

園児保護者補助金は、4～8月分と9～3月分で階層判定に用いる税額が異なります。

○4月から8月までの補助金額算定用

・令和元年度住民税課税（非課税）証明書

※平成31年1月1日現在、品川区に住民票があった方、昨年度提出済の方は原則提出不要。

○9月から3月までの補助金額算定用

・令和2年度住民税課税（非課税）証明書

※令和2年1月1日現在、品川区に住民票があった方は、原則提出不要。

※助成金申請時に提出できない場合は、発行が可能になった時点で必ず提出してください。

(1) 提出期限 令和2年5月29日（金）

※上記期限までに提出できなかった方（途中入園・転入等）は、今年度中に提出してください。

(2) 提出方法 **区役所へ郵送または持参（ご持参の場合：第二庁舎7階）**

(3) 提出先 **〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 私立幼稚園担当あて
電話 03-5742-6039（直通）**

(1) みなし寡婦（寡夫）について

税法上の寡婦（寡夫）控除は、婚姻関係がある者が死別・離別した後、婚姻をしていない場合対象となるため、婚姻歴がない方は本来寡婦（寡夫）控除の対象となりませんが、婚姻歴がない場合でも子どもを扶養している方は寡婦（寡夫）控除があったとみなして、税額を再計算します。

【みなし寡婦（寡夫）控除の対象となるケース】

- ① 寡婦 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの
- ② 寡夫 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の所得金額が500万円以下であるもの

◎上記内容を確認し、適用申請される場合は、申請書に✓を入れてください。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用を申請する場合は、左の口には✓を入れてください。

※寡婦（寡夫）控除とは、納税者の夫（妻）と死別もしくは離婚した後婚姻をしていない場合、または夫（妻）の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。寡婦（寡夫）控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際はみなし適用します。

請求書の記入例

第1号様式(第5条関係)

申請日 令和2年4月〇日

品川区長あて

令和2年度 私立幼稚園等施設等利用費請求書(私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園の施設等利用費)および品川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書兼請求書

① 私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、下記の事項に同意します。

② 私は、品川区私立幼稚園等園児保護者補助金を申請します。
(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)入園料補助金を申請します。
※入園料補助金一度でも受けたことのある場合は対象になりません。
また、交付決定に基づき請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。
なお、園児保護者補助金の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項

1. 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を品川区が確認すること。

1. 保護者(申請者兼請求者)

フリガナ	シナガワ ハハヨ	認定子どもとの続柄	母
氏名	品川 母代	生年月日	昭和57年2月2日
〒	140-0000		
品川区	広町		
電話	03-0000-0000	携帯電話	090-0000-0000
金融機関情報			
金融機関	金融機関コード	1 2 3 4	支店コード 1 2 3
	広町	銀行 信用金庫 信用組合	品川
支店名		支店名	品川
出振所		出振所	品川
預金種目	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義(保護者のものに限る。) ※通帳記載のフリガナを記入			シナガワ ハハヨ

2. 認定子ども

認定種別(法第30条の4)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
フリガナ	シナガワ ハジメ	氏名	品川 一
生年月日	平成28年5月5日		
令和2年4月1日~令和3年3月31日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出		
上記で、「転入した」「転出した」に該当した場合はその年月日を記入	年 月		

入園料補助は新入園児または今年度転入児のみが対象です(用紙:緑色)。(裏面を記入)

ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯に該当する場合はを入れて、該当する方の手帳等の写しをご提出ください。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

家族全員(園児を含む)を記入してください。
単身赴任者、別居中の配偶者がいる場合または就学等で別居の生計を一にする兄・姉がいる場合も、必ず世帯構成に含めてご記入ください。

前年1月1日に品川区に居住していなかった方がいる場合は、その時の住所をご記入ください。

前年1月1日にお住まいの市区町村で発行された住民税の課税証明書(市区町村民税の「所得割額」、配偶者控除の有無、扶養の人数が記載されたもの)をご提出ください。
海外から帰国された方など、住民税が課税されていない場合は、職場などで発行された前年中の給与総額を示す収入証明書等をご提出ください。
(2019年1月1日に品川区に住み登録があった方は、課税証明書は必要ありません。(未申告の方を除く。))
※課税証明書等の提出がない方、または住民税未申告の方は補助金の支給対象外となります。

※記入にあたってはボールペンまたはインクを使用してください。(鉛筆、シャープペンシルは不可)

用紙の色にご注意ください。
新入園児、今年度転入児:緑色
在園児:水色

申請者は父母どちらでも構いません。

振込口座は、園児と一緒にお住いの保護者(申請者)名義の口座を記入してください。会社・団体名や肩書の付いた口座は指定できません。

3. 在籍する幼稚園等について記入	ひろまち幼稚園
在籍する幼稚園等の名称	ひろまち幼稚園
今年度分の入園料を支払った場合に記入(入園料補助を受けていない方)	入園年月日 (令和2年4月8日)
	入園料 (150,000円)
平成 年 月 日 ~ 令和 年 月 日の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日

4. 在籍園の特定子ども・子育て支援に要した費用(月額保育料)および請求額について
在籍する幼稚園等から提出される特定子ども・子育て支援提供証明書に記した額を特定子ども・子育て支援に要した費用の額とし、月額上限額と比べて小さい額を請求金額とします。
※月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退園日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として計算されます。(月額上限額:25,700円、国立大学附属幼稚園は、700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

5. 世帯構成について
 ひとり親世帯等に該当する場合は、左のを入れてください。
※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいう。
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者)
 寡婦(寡夫)控除のみを適用を申請する場合は、左のを入れてください。
※寡婦(寡夫)控除とは、納税者の夫(妻)と死別もしくは離婚した後結婚をしていない場合、または夫(妻)の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。寡婦(寡夫)控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請が相手となる方は、当補助金の計算の際にはみなし適用します。
※収入を含む家族全員、単身赴任等で同居していないが園児を扶養している方も記入。
※就学等で別居している生計を一にする兄・姉等がいる場合も記入

続柄	フリガナ		同居・別居	生年月日	小学1~3年がある場合のみ○をする	区使用欄
	氏	名				
本人	シナガワ	ハハヨ	<input checked="" type="checkbox"/>	昭和57年		
	品川	母代	<input type="checkbox"/>	2月2日	小学1・2・3年生	
夫	シナガワ	チチオ	<input checked="" type="checkbox"/>	昭和55年		
	品川	父夫	<input type="checkbox"/>	1月1日	小学1・2・3年生	
子	シナガワ	アネコ	<input checked="" type="checkbox"/>	平成20年		
	品川	姉子	<input type="checkbox"/>	6月6日	小学1・2・3年生	
子	シナガワ	アニタロウ	<input checked="" type="checkbox"/>	平成24年		
	品川	兄太郎	<input type="checkbox"/>	7月7日	小学1・2・3年生	
子	シナガワ	ハジメ	<input checked="" type="checkbox"/>	平成28年		
	品川	一	<input type="checkbox"/>	5月5日	小学1・2・3年生	
			同居・別居	年 月 日	小学1・2・3年生	

◆上記、世帯構成のうち前年1月1日時点で品川区に住んでいない方がいる場合は下記を記入
続柄 氏名 住所 神奈川県横浜市〇〇区 住民税の課税証明書を添付しました。
父 品川 父夫 〇〇123-45 前年度 今年度
注) 住民税の課税証明書の提出が必要。必要年度などの詳細は、お知らせをご確認ください。